

<p>(分野)</p> <p>農林水産</p>
<p>(要望事項)</p> <p>農業分野における株式会社参入の一層の推進</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>農地法上、農地取得が可能な株式会社には、次のような制限があるため、農業分野への株式会社参入の大きな妨げとなっている。</p> <p>法人形態要件【株式の譲渡制限】(農地法第2条第7項)</p> <p>事業要件【一定の売上基準(農業及び関連事業の売上が過半)】(農地法第2条第7項第1号)</p> <p>構成員要件【一定の出資割合(1株主当たり10分の1以下)】(農地法第2条第7項第2号)</p> <p>役員要件【役員の過半数が農業従事者】(農地法第2条第7項第3号) 等</p>
<p>(要望内容)</p> <p>効率的かつ安定的な農業経営を育成し、意欲ある経営体が農業生産の大宗を担う構造の実現に向け、担い手への農地利用集積や農業経営の法人化等の農業の構造改革を進めるべき転換期に来ており、株式会社の農業への参入は改革の具体的な方策であると考えます。</p> <p>この改革を進めるには、水管理など地域社会との調和や農地の投機的取得の防止等の課題があり、これらの解決策を講じた上で、改革の流れを促進するべきであると考えます。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>農地法上、農地取得が可能な株式会社の条件が厳しいため、実際には株式会社の農業への参入が低調となっている。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>農地法第2条第7項</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>農林水産省経営局構造改善課</p>

<p>(分野)</p> <p>農林水産</p>
<p>(要望事項)</p> <p>遊休農地活用のための規制の緩和</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>農地法により、農業生産法人以外の法人の農地の取得は制限されている。 (但し、例外として教育、医療、社会福祉事業の目的で設立された学校法人、医療法人等その他営利を目的としない法人(NPO法人を含む)は農地を取得できるとされている) 市民農園の開設者は、地方公共団体、農業協同組合及び農業者等に限られている。 市民農園の借受にあたり、政令で定める面積(10a)未満の農地の貸付けで、相当数の者を対象としている。(NPO法人などの団体は、複数区画での借受けはできない)</p>
<p>(要望内容)</p> <p>農地法施行令で環境保全を目的とするNPO法人には農地取得が認められておらず、活動の妨げとなっている。 市民農園の開設者に、NPO法人、市民団体及び公益法人を加えること NPO法人、市民団体が市民農園を借り受ける場合は、面積要件の緩和と複数貸付ができるようにすること</p>
<p>(要望理由)</p> <p>農地法施行令で、農地を取得できる法人は、例外的に、教育・医療等の目的で設立された法人とされており、環境保全を行うNPO法人の活動の妨げになっている。 市民農園の開設者は、地方公共団体、農業協同組合及び農業者等に限られており、その開設範囲はそれぞれの管轄区域にとどまっている。 市民農園の利用にあたっては面積制限などがあり、NPO法人、市民団体が積極的に農地を利用した活動ができない状況にある。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>農地法施行令第1条の6第1項第5号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律 第2条第2項 同法施行令第1条 同法に関する依命通達 市民農園整備促進法 第2条第2項</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>農林水産省経営局構造改善課 " 農村振興局地域振興課</p>

<p>(分野)</p> <p>農林水産</p>
<p>(要望事項)</p> <p>退職高齢者の新規就農における農地の取得制限の緩和</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>農業者以外の者が、農地を取得しようとする場合、営農能力（農地の保有、就農実績等）が必要とされるとともに、保有農地の下限面積の制限があるため、小面積の農地を取得するのが難しい。 法律上のできる規定により知事が下限面積を定め得るが、施行規則により、10a以上に制限されている。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>退職した高齢者が新規に就農を希望する場合は、農用地区域外においては営農能力の確認の緩和及び保有農地の下限面積の制限を廃止し、小面積の農地取得を可能にする。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>高齢社会の到来及び自然志向の高まりにより、退職後の生活スタイルとして新規就農を希望する国民が増加している。一方、都市周辺や中山間地域では、耕作放棄地が増加している。 このため、耕作希望者と遊休地の結合を行うことにより、人的資源及び土地資源の有効活用を行うとともに農業とのふれあいを求める国民の需要に応える。 ただし、長期的な営農は見込めないので、農用地区域外での緩和に留める。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>農地法3条第2項第5号（農地の権利移動をする場合の下限面積の制限） 農地法施行規則第3条の4第2項（下限面積規定）</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>農林水産省経営局構造改善課</p>

<p>(分野)</p> <p>農林水産</p>
<p>(要望事項)</p> <p>登録農薬に係る規制の見直し</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全、かつ、適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与する。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>地域特産作物等への適用農薬の拡大を推進する措置として、海外の公的研究機関のデータ活用並びに必要なに応じて適用作物区分をアブラナ科・ウリ科等「科」単位に見直すこと。 また、登録農薬のうち、都道府県段階で安全性が確認された農薬については、都道府県が適用拡大を認めることができる制度を検討すること。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>現行の農薬取締法が農薬製造業者及び販売業者に対する規制が中心の法律で、農薬使用者に対する規制がない。 農薬製造業者は経済上の理由等により地域特産作物等への農薬登録には消極的であることから、主要農産物に比較して1人当たりの摂取量も少ない地域特産作物等の特性を踏まえて、農薬登録の拡大に当たっては、外国のデータの活用や類似品目は一括で登録できるようにする等の抜本的な法改正が必要である。 また、農薬登録のうち、都道府県段階で安全性を確認した農薬については、都道府県で適用拡大を認める制度への改善が早急に求められる。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>農薬取締法第2条、第12条の6、同法施行規則第1条、別記様式第一号</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>農林水産省生産局生産資材課農薬対策室</p>

<p>(分野)</p> <p>農林水産</p>
<p>(要望事項)</p> <p>農薬の適正使用の観点からの農薬取締法の農薬登録制度の見直し</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>農薬の登録については農作物の品目毎に農作物の残留等を勘案しながら使用基準が決められるため、同じ種類の作物であっても、品目毎に登録手続きを行わなければならない。ある品目に対して登録されている農薬があっても、同様な方法で栽培される品目について登録が必要な場合、全く新規の登録して扱われることになる。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>同様な方法で栽培される類似品目については、一括で登録できるようにする。また、ある品目について既に登録された農薬がある場合、同様な方法で栽培され、採取される品目については、農薬登録の手続きを簡便化する必要がある。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>農作物の分類が細くなるとマイナー作物に使用できる農薬がなく、実際の栽培上支障をきたす。さらに登録拡大する場合においてもメーカー側の利益にあまりつながらない品目に関しては登録されにくいという実態があり、自治体がデータを揃え、メーカーに登録を依頼するにしても、予算上、人員配置上の制約がある。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>農薬取締法第 2 条、第 1 2 条の 6、農薬安全使用基準</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>農林水産省 生産局生産資材課農薬対策室、 独立行政法人農薬検査所</p>

<p>(分野)</p> <p>農林水産</p>
<p>(要望事項)</p> <p>無登録農薬対策の強化</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>農薬が一般の科学物質として輸入される場合は規制が難しいとされるが、悪質な輸入代行業者に対する対応を含め、海外からの流入を防ぐため、水際での監視体制又は規制を強化する必要がある。輸入、製造、販売業者に対する罰則は、最高でも1年以下の懲役又は5万円以下の罰金となっており、食品の安全を担保する為のものとしては抑止力が弱い。県は、販売業者に対する検査権限はあるものの、監督処分権限（販売制限又は禁止）については、農薬取締法第9条第1項、第2項、第10条の2第1項以外の違反に対してしかできない。無登録農薬の販売を制限する事項に対する違反については県による迅速な監督処分ができない。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>無登録農薬の海外からの流入を水際で防止するための監視体制・規制の強化 輸入、製造、販売業者に対する罰則の強化 無登録農薬を販売する販売業者に対する監督処分権限の都道府県への移管</p>
<p>(要望理由)</p> <p>無登録農薬問題は、国内農産物の安全性を揺るがす全国的な問題に波及しており、本県においても、ダイホルタンが販売され、一部花の生産農家が使用していたほか、登録失効前に購入したダイホルタンが農家に保管されていたことが判明した。さらに、ナシ生産農家がナフサクを使用したために、出荷自粛を行うなど、県産農産物の安全性、信頼性に大きなダメージを与えている。よって、無登録農薬対策の強化を早急に図る必要があり、国の役割の強化、県への権限移管を要望するものである。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>農薬取締法第7条、第13条第1項及び第2項、第14条第2項及び第4項、第17条、第18条</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>農林水産省 生産局 生産資材課</p>

<p>(分野)</p> <p>農林水産</p>
<p>(要望事項)</p> <p>市街化調整区域内においても農産物直売施設等を農業用施設として認めるように都市計画法の見直し</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物について、都道府県知事は法に定めるもの以外は開発許可の対象にはならない。市街化調整区域内では、日常生活に必要な店舗若しくは農産物の処理加工施設に該当しない農産物の販売施設及び農産物を食材とした食堂の建設が制限されている。なお、地域の農業生産の状況を考慮した上、個別審査により開発が許可されているケースもある。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>農業者等が行う農畜産物直売施設及び食堂については、都市計画法上も日常必需品店舗と区分し、農業用施設として位置づけ、市街化調整区域において建設できるようにする。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>都市農業は、野菜や牛乳など生鮮食料品の供給に大きな役割を果たしているが、直売施設が建設できないことは都市農業振興の妨げとなっている。農業者等が生産から販売までを一貫して行うことができるよう制度改正をすることにより、農業の活性化と安心・安全や農業とのふれあいを求める国民要望に応えることができる。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>都市計画法第34条第四号 第29条第1項第二号 都市計画法施行令第20条</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>国土交通省総合政策局宅地課民間宅地指導室 農林水産省</p>

<p>(分野)</p> <p>農林水産</p>
<p>(要望事項)</p> <p>農業用温室を建築する際に一般の建築基準が適用され厳しくなるので「園芸用施設安全構造基準」を適用す</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>園芸用施設（栽培施設）は、現行の建築基準法では、壁と柱と屋根があれば建物と判断されるため、建築基準法が適用される。 建築基準法では、本来、園芸用施設等の建物については想定されていないため、施設園芸協会が要件を緩和した暫定基準を作成しているが、この基準の適応については、市町村等審査部局の判断に委ねられている。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>園芸用施設は、本来作物を栽培するための物であるので、建築基準法により、建築許可を受けるべき構造物から除外するか、または、審査基準の緩和をお願いしたい。さらに、軟質ビニール等の資材の使用ができるように検討をお願いしたい。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>建築基準法に沿った施設を建設した場合、一定以上の部材の強度等が要求されるため建築単価が高くなってしまう。 農産物の価格が低迷する中で、農家は、一層のコストダウンを迫られており、全国的に低コスト耐候性ハウスの普及を推進している状況の中、建築のための規制を緩和することにより、園芸農家の不必要な経費を削減し、経営の安定を図る必要がある。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>建築基準法 第2条第1号 他</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p>

<p>(分野)</p> <p>農林水産</p>
<p>(要望事項)</p> <p>生産緑地地区の「住居専用地区」において農業用温室が建設できるよう建設基準法の見直し</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>建築基準法では、用途地域において建築できる建物について規制している。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>建築基準法第48条別表第二の第1種・第2種低層住居専用地域や第1種中高層住居専用地域内に温室が建築ができるようにする。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>都市農業は、生鮮食料品の供給に大きな果たしているが、温室が建設できないことは都市農業振興の妨げとなっている。また、生産緑地内に温室が建設されることは、周辺住環境を妨げることはない。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>建築基準法第48条別表第二</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>国土交通省 農林水産省</p>

<p>(分野)</p> <p>農林水産</p>
<p>(要望事項)</p> <p>農業協同組合が設置する事務所（本支店）及び信用事業店舗の建築制限の緩和</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>市街化調整区域内では、農業協同組合が設置する事務所（本支店）及び信用事業店舗の建設が制限されている。 現在、農業協同組合は全国的に合併の推進をしており、本支店及び信用事業店舗の統廃合を進めている。この統廃合に当たり、建築規制のため、建築を断念したケースがあり、建築制限の解除を望んでいる。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>農業協同組合が設置する事務所（本支店）及び信用事業店舗については、市街化調整区域内での建築を認める。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>農業協同組合の組合員は農業者であり、一般的に市街化調整区域内の農業集落に居住している。 このため、組合員の居住地域で施設を立地することにより、組合員への効果的な便益の提供並びに農業協同組合の統廃合及び組合事業の円滑な推進を行うことができる。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>都市計画法第 2 9 条（開発行為の許可）、第 3 4 条（市街化調整区域内の許可）</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>国土交通省総合政策局宅地課民間宅地指導室</p>

<p>(分野)</p> <p>農林水産</p>
<p>大豆交付金制度の取引下限数量「概ね 2 0 トン以上」の規定撤廃</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>大豆交付金暫定措置法の運用について（平成 1 2 年 5 月 1 0 日 1 2 農産第 3 2 8 9 号）第 1 の 4 (1) において交付金の交付対象とする大豆は、「入札取引によらず販売される大豆にあっては、取引に係る数量が、概ね 2 0 トン以上であること。」となっている。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>交付金の交付対象とする大豆の取引下限数量の規定撤廃</p>
<p>(要望理由)</p> <p>大豆の流通については、生産拡大と消費拡大を図る観点から、入札取引だけでなく、地域の生産者と実需者が連携して契約栽培や相対取引を進め、地産地消を進めていく必要があるが、この規定が障害となっている。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>大豆交付金暫定措置法、大豆交付金暫定措置法の運用について（平成 1 2 年 5 月 1 0 日 農産園芸局長）</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>農林水産省 生産局 農産振興課</p>

<p>(分野)</p> <p>農林水産</p>
<p>(要望事項)</p> <p>地方分権の理念を取り入れた保安林制度の見直し</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>保安林は、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図ることによって、森林の有する水源のかん養、山地災害の防備、生活環境の保全・形成等の機能を維持増進し、公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される。また、保安林の管理については、森林法第39条の3では、農林水産大臣及び都道府県知事は保安林が常にその指定の目的に即して機能することを確保するように務めなければならないとしている。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>流域保全保安林以外の私有保安林は、4号～7号までは、比較的局所的な災害の防備を目的とし、8号～11号までは、産業振興や生活環境の保全、風致の保存等を目的としている保安林であり、日常の市民生活と密接な部分が多く市町村長の関与が必要である。このため、次のような制度の改正を提案する。</p> <p>1～3号の保安林の指定、解除等の事務について、市町村長との協議の規定を設ける。</p> <p>4号～11号の保安林の指定、解除等の事務について、市町村長を経由して意見書（調書）を付し、知事に進達する。</p> <p>森林法第39条の3の保安林の適正な管理者に市町村長を加え、4号～11号の保安林の管理は農林水産大臣、都道府県知事及び市町村長が行う。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>現行の保安林制度では、市町村が直接的に受益する主体でありながら、保安林制度に直接的に関与する体制がなく、市町村長の意見が必ずしも反映されているとはいえない。</p> <p>保安林の機能管理は森林法第39条の3により農林水産大臣及び都道府県知事が行っているが、特に、最近の保安林に係る住民要望は生活に密接な問題（美化、日照障害、危険木等）が多く発生しており、これらの解決には市町村の関与が必須となっている。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>森林法第25条、第25条の2、第26条、第26条の2、第27条、第34条、第34条の2、第39条の3</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>農林水産省（林野庁）治山課</p>

<p>(分野)</p> <p>農林水産</p>
<p>(要望事項)</p> <p>都道府県漁業調整規則制定における農林水産大臣の認可制度の運用の見直し</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>都道府県知事は漁業取締その他調整のため必要な規則を定め又は改正しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。 漁業法は、漁業権漁業以外の漁業の制限、禁止事項に関しては、法律で直接規定しているものもあるが、原則として法律にはその根拠規定のみを規定し、それに基づいて農林水産大臣又は都道府県知事が農林水産省令又は規則を制定して各種の制限、禁止をするようにしている。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>都道府県漁業調整規則の内容のうち、広域的な資源管理に影響を及ぼし、また、複数の都道府県間の漁業紛争を招くおそれがある規定を除き、規則制定による影響が自県の地先水面に限定されるような規定については、国は認可に際して都道府県の判断を尊重し、過剰な関与を行うべきではない。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>各都道府県では、それぞれ独自の施策に基づいて、地域の特性を生かした水産動植物の資源管理や増殖等の漁業振興を行っており、例えば、あわび等の種苗放流事業において、最大限の事業効果を得るために繁殖保護上問題がなく効率的な生産が行われるよう漁業調整規則の大きさによる採捕の制限規定の見直し作業を行っているところであるが、移動範囲が狭く地先水面の管理に委ねるべき資源についてまで、国の関与やそれに基づく隣接県の漁業振興上の考え方の違いによる調整上の反対、取締上の単なる技術的な支障を理由とした反対により、農林水産大臣の認可がなされないことは、本県が進める沿岸漁業の振興に甚大な影響があるものである。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>漁業法第 6 5 条、水産資源保護法第 4 条、各都道府県漁業調整規則例 (昭和 3 8 年 1 0 月 2 3 日 3 8 水漁第 6 9 8 2 号)</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>水産庁 資源管理部沿岸沖合課</p>

<p>(分野)</p> <p>農林水産</p>
<p>(要望事項)</p> <p>食品の表示適正化対策の強化</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>食品の表示適正化対策について、対象事業者の事業所等が県内にのみ所在する場合に限り、県に「指示」権限がある。したがって、県内の発生事案であっても県外に事務所等を有する事業者に対しては「指示」権限が無い。 また、違反事業者に対する「改善命令」権限がない。 このため、県は検査のみを行い、その結果に基づく指示等は国が行う場合があり、県民の「食」の安全を守る立場にある県として、違反事業者に対する検査から監督処分に至る一貫した対応を迅速にとれない状況にある。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>JAS法に基づき県が行う立入検査の対象となる全ての製造業者及び販売業者に対する監督処分権限の都道府県への移管</p>
<p>(要望理由)</p> <p>食品の品質や安全性への関心が高まる中、本年の全国的な原産地偽装の多発等により、国ではJAS法が改正、7月4日に施行され、違反事業者に対する罰則が強化されたところである。食品の不適正表示は、消費者の不信を招くばかりでなく、生産者が築き上げてきた農産物のブランドをも踏みにじり、農業経営の圧迫、ひいては地域経済にも大きな影響を及ぼすことが懸念されるため、消費者の信頼確保及び生産者が安心して農業を行えるよう、表示適正化対策の強化を図る必要がある。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第30条</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>農林水産省 総合食料局 品質課</p>